

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年7月5日

【四半期会計期間】 第15期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社 f o n f u n

【英訳名】 fonfun corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 林 和 之

【本店の所在の場所】 東京都杉並区上高井戸一丁目8番17号

【電話番号】 03(5357)0303(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営管理部部長 八 田 修 三

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区上高井戸一丁目8番17号

【電話番号】 03(5357)0303(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営管理部部長 八 田 修 三

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社において、訂正の対象となり得る不適切な取引が存在することが判明いたしました。当該内容について、第三者調査委員会による厳正な調査を行い、資産の損失計上等必要と認められる訂正を行うため、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、平成22年8月13日に提出した第15期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表について、清和監査法人により四半期レビューを受け、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

2 事業の状況

4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 経営成績

(2) 財政状態の分析

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フロー

第5 経理の状況

2 監査証明について

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(2) 四半期連結損益計算書

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(4) 前第1四半期損益計算書

(5) 前第1四半期キャッシュ・フロー計算書

注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

(四半期連結損益計算書関係)

(セグメント情報等)

(1株当たり情報)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

経営指標等

| 回次 | | 第14期 第1四半期 累計(会計)期間 | 第15期 第1四半期連結 累計(会計)期間 | 第14期 |
|--------------------------------|------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 会計期間 | | 自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日 | 自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日 | 自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日 |
| 売上高 | (千円) | 267,458 | 257,074 | 1,107,348 |
| 経常利益 | (千円) | 19,824 | 24,543 | 94,026 |
| 四半期(当期)純利益 | (千円) | 18,717 | 16,755 | 45,151 |
| 持分法を適用した場合の投資損失() | (千円) | 6,514 | | |
| 純資産額 | (千円) | 155,306 | 333,812 | 316,624 |
| 総資産額 | (千円) | 788,287 | 931,604 | 877,992 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 73.11 | 115.16 | 108.78 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 | (円) | 8.88 | 6.39 | 19.64 |
| 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 | (円) | | 6.23 | 19.59 |
| 自己資本比率 | (%) | 19.5 | 32.4 | 32.5 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 210,180 | 17,781 | 125,820 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 144,276 | 2,837 | 84,863 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 61,382 | 16,730 | 83,823 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 | (千円) | 11,477 | 215,039 | 177,690 |
| 従業員数 | (名) | 44 | 35 | 32 |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第14期第1四半期累計(会計)期間につきましては、四半期連結貸借対照表を作成しておりませんので、前 第1四半期連結累計(会計)期間に代えて前第1四半期累計(会計)期間について記載しております。

3. 第14期第1四半期累計(会計)期間における潜在株式調整後1株あたり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業の内容 | 議決権の 所有割合(%) | 関係内容 |
|--------------------------|--------|--------------|-------------------------|-----------------|----------|
| (持分法適用関連会社) リブラプラス(株) | 東京都中央区 | 168 | ヘルスケアサイト「リブラ」の 企画・運営 | 25.5 | 役員の兼任1名。 |

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

| | |
|---------|--------|
| 従業員数(名) | 35(52) |
|---------|--------|

(注) 従業員数は、就業している正社員のみを表示し、括弧内は外数で臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

| | |
|---------|-------|
| 従業員数(名) | 20(4) |
|---------|-------|

(注) 従業員数は、就業している正社員のみを表示し、括弧内は外数で臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員数を記載しております。

第 2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、インターネット対応携帯電話向けの情報提供サービスを主として行っており、サービス提供の実績は販売実績と一致しているため、(3)販売実績をご参照下さい。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第 1 四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 販売高(千円) | 前年同期比(%) |
|-------------|---------|----------|
| リモートメール事業 | 179,089 | 4.4 |
| コンテンツ事業 | 7,869 | 86.5 |
| テレマーケティング事業 | 67,772 | - |
| その他 | 2,342 | - |
| 合計 | 257,074 | |

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第 1 四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

(1) 包括業務提携

当社は、平成22年6月30日開催の取締役会において、株式会社光通信と平成21年10月30日付で締結済みの業務提携内容をさらに推し進める包括的業務提携を行うことについて決議を行い、同日付で包括提携合意書を締結いたしました。

その主な内容は、次のとおりであります。

1) 包括業務提携の目的

当社は、平成21年11月に株式会社光通信と資本・業務提携を行い、当社の主要事業である「リモートメール」を中心とした総合ツールサービスを、両社の合弁会社経由で、株式会社光通信の携帯電話販売店網を通じて販売を行っております。今回の包括提携は、より協業範囲を拡大して両社の提携強化を図ることで業容・業績の拡大を目指すものです。

2) 包括業務提携の内容

当社は、リモートメールを中心とした携帯向けコンテンツ・サービスの企画・開発のノウハウ・実績が豊富で、株式会社光通信は全国に強力な営業ネットワークを保有しています。これらの両社の強みを生かし、ストックビジネスによる安定収入を目指す株式会社光通信と継続率の高いツール系のサービス開発を得意とする当社の方向性に合致した、以下のような協業を実施いたします。

当社は、株式会社光通信が展開するインターネット接続用の固定回線の販売やテレマーケティングなどの顧客向け商材、及び携帯電話販売網を通じて販売する商材の企画・開発を行い、株式会社光通信と別途契約する商材について、これをお互いに協力し積極的に販売する。

平成22年6月に、株式会社光通信の出資会社であるリブプラス株式会社の株式の一部を譲り受け、業務提携を行うとともに、平成22年12月末日迄に子会社化を図ることで、当社グループは、携帯向け便利サービスと携帯電話販売店にて販売するコンテンツの提供会社として、リーディングカンパニーを目指す。

(2) 資本・業務提携

当社は、平成22年6月30日開催の取締役会において、リブラプラス株式会社と、コンテンツ事業の拡大のための資本・業務提携を行うことについて決議を行い、株式会社光通信とリブラプラス株式会社の株式に係る株式譲渡契約を締結いたしました。

その主な内容は、次のとおりであります。

1) 資本・業務提携の目的

当社グループは、昨年度までの事業再編により不採算事業を整理し、事業ドメインをリモートメールを中心とした便利・ツール系事業に集約いたしました。今年度より「Bridge IT and Your life」をスローガンにし、「インターネットを活用した便利な商品・サービスを開発・提供し、人々の生活を豊かにする」という経営理念のもと、事業拡大に向けたフェーズに入っております。

本資本・業務提携は、この方針に則ったものであり、当社グループの便利・ツール系コンテンツ事業の拡大を目的としております。

2) 業務提携の内容

リブラプラス株式会社は、健康総合サイト「リフラ」の企画・運営を行っており、約20万人の登録者があり、現在も毎月利用者数を伸ばしております。当社とリブラプラス株式会社は、モバイルコンテンツの企画・開発・販促面で、包括的に提携を行い、ノウハウの共有と共同販促などにより、お互いの業務効率化を目指すとともに、相互の利用者拡大を目指します。

3) 資本提携の内容

両社の利害関係を一致させることで、業務提携をより一層加速し、長期に渡り継続するため、当社は、リブラプラス株式会社の株式のうち全体の25.5%にあたる株式5,100株を、一株当たり5,100円、合計26,010,000円で株式会社光通信より譲渡を受けました。

また、当社代表の三浦浩之が、リブラプラス株式会社の取締役に就任しております。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績

当第1四半期連結会計期間における我が国経済は、新興国経済の成長を背景に輸出や生産の増加によって収益が拡大している製造業に加え、非製造業にも改善の動きが及んでおり、緩やかに回復しつつあります。雇用・所得環境に関しては、依然厳しい状況にあるものの、その程度は和らいでおり、個人消費も経済対策により持ち直し基調を続けております。

当社を取り巻く環境に関しては、業界再編、ビジネスモデルの変化と大きな変革期を迎えております。携帯電話市場に関しては、平成22年3月末における携帯電話・PHSの契約数は116,295,378件(前年同月比3.8%増 普及率91.0% 総務省調べ)であり、携帯契約総数の大幅な拡大が望めない中、iPhoneやXperia等のスマートフォンの人気による買い換え需要は増大しており、携帯通信事業各社も、コンシューマー向け戦略では、スマートフォンへ注力した戦略をとっております。コンテンツ市場に関しては、引き続きSNS利用者を対象にした無料ゲームやソーシャルゲームの人気が高く、その利用者を対象にした有料コンテンツ提供や広告配信といったビジネスモデルが好調であり、またスマートフォン上で展開されるコンテンツ配信・販売プラットフォームが新たな市場として注目されております。

このような状況の下、当社グループは、「営業キャッシュ・フロー重視」「事業ドメインを明確にして経営資源を集約する」経営方針のもと、当第1四半期連結会計期間では、スリム化した体制で、当社の強みである既存事業の収益を維持しつつ、スマートフォン向けの研究開発を進めるとともに、新たなサービスの開発・提供を実施いたしました。

当社グループの各セグメントの業績は次のとおりであります。

リモートメール事業

「リモートメール」個人版サービスは、利用者の使い勝手を向上させる改善をサービス内容、設備面ともに継続して実施するとともに、スマートフォン向け対応準備を進めております。また、携帯電話販売店舗における販促活動を引き続き強化してまいりました。

「リモートメール」法人版サービスは、昨年度末から引き続き営業活動を強化しており、順調に契約社数を伸ばしております。

また、リモートメールの技術を基盤にした新サービス「モバイル活用パック」を当社で開発し、当社子会社・株式会社FunFusionを通じて光通信グループの携帯販売店におきまして4月より販売を開始しております。

上記の結果、リモートメール事業の売上高は179百万円、営業利益は66百万円となりました。

コンテンツ事業

携帯電話向けコンテンツは、利用継続率の高い便利・ツール系サービスに絞り、携帯販売店での販促活動を中心に利用者の獲得をしております。(昨年度、不採算コンテンツを大幅に整理したため全体の売上規模は縮小しております。)

また、iPhone及びAndroid対応コンテンツの開発を積極的に進め、自社提供及び協業モデルでの展開を図っております。iPhone向け写真デコレーションアプリ「プリプリMARRON」シリーズは、アジア地域でダウンロード数で1位になるなど好評を博しております。

上記の結果、コンテンツ事業の売上高は 7百万円、営業利益は 6百万円となりました。

テレマーケティング事業

平成21年12月より当社と光通信グループとの合併会社である株式会社FunFusionにて、テレマーケティング業務の受託事業を開始しております。主にインターネット接続回線や接続プロバイダー契約及び付加サービス契約などを対象に扱っており、光通信グループからの業務を委託する形で運営をしております。(前期はマーケティング事業として記載。)

上記の結果、テレマーケティング事業の売上高は 67百万円、営業利益は 29百万円となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高257百万円(前年同期比3.9%減)、営業利益26百万円(前年同期比14.9%増)、経常利益24百万円(前年同期比23.8%増)、四半期純利益16百万円(前年同期比10.5%減)となりました。

なお、前第1四半期連結会計期間は四半期連結財務諸表を作成しておりません。前年同四半期増減率は非連結ベースでの比較となり、参考値として記載しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期末における総資産は931百万円となり、前連結会計年度末に比べ53百万円増加しました。主な要因は、流動資産における現金及び預金の37百万円の増加、売掛金の減少33百万円、短期貸付金の減少3百万円、前払費用の増加13百万円、関係会社株式26百万円の増加であります。

負債の部は597百万円となり、前連結会計年度末に比べ36百万円増加しております。主な要因は、未払金の増加22百万円、長期借入金の増加24百万円等であります。

純資産は333百万円となり、前連結会計年度末に比べ17百万円の増加となっております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末にくらべ37百万円増加し、残高は215百万円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの概況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は17百万円となりました。この主な要因は税金等調整前四半期純利益の計上18百万円、減価償却費5百万円、売上債権の減少額33百万円等の資金増に対し、前払費用の増加12百万円、未払費用の減少3百万円等の資金減があったものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果得られた資金は2百万円となりました。収入の主な内訳は、貸付金の回収5百万円であり、支出の主な内訳は、無形固定資産の取得による支出2百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は16百万円となりました。収入の主な内訳は、長期借入れによる収入30百万円であり、支出の主な内訳は、短期借入金の純減額10百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、昨年度までの不採算事業の整理により事業のスリム化を進めてきたため事業規模が縮小しており、今後の成長のためには、当社グループ全体としての事業規模の拡大や利益率の改善が必須の課題であると考えております。また財務面での安定も重要な課題と考えており、金融機関とは継続して良好な関係を維持できるよう努めております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社の業績に占めるリモートメール事業の割合は高く、同事業の利用者数が経営成績に重要な影響を与えます。携帯電話契約者数が伸び悩み利用者獲得の競争が激しくなる中、当社としては、さらなる利用者獲得には、営業力強化と販路の確保が必須であると考え、昨年度、株式会社光通信と資本業務提携を実施し、光通信グループの営業ネットワークを活かし、当社サービスの販売促進活動を強化しております。またサービスの幅を広げることも利用者数拡大のためには必要であると考えており、より利用継続率の高い便利・ツール系サービスを主体に新サービスを投入する戦略をとっております。今年度第一弾の新サービス「モバイル活用パック」は、4月中旬より開始しており、加入者を順調伸ばしております。また当第2四半期にも、よりビジネス利用を想定した第二弾の新サービスを投入する見込みです。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

昨年度の不採算事業を整理してスリム化する方向から、今年度は、将来成長に向けた現事業の拡大と新規事業の構築が重要な課題と認識をしております。当社グループは、「Bridge IT and Yourlife」をスローガンに、人々の生活を豊かにする便利なサービスを提供する企業グループを目指しており、今後は、当社グループ各社の長所を活かし、役割を明確にし、不足する部分はM&Aも視野に入れて、企業グループとして総合力を強化してまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 8,500,000 |
| 計 | 8,500,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|--|------------|
| 普通株式 | 2,661,720 | 2,661,720 | 大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・ マーケット「ヘラ クレス」 | 単元株式数 100株 |
| 計 | 2,661,720 | 2,661,720 | | |

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権
(平成14年6月28日 定時株主総会 特別決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | 665個(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 13,300株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 3,750.00円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成16年6月28日 至平成24年6月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 3,750.00円 資本組入額 1,875.00円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 権利行使時においても当社取締役又は従業員であることを要する。ただし、権利行使日の到来後に本人が死亡した場合は、相続人が権利行使可能とする。その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

2 平成16年3月15日開催の取締役会決議に基づき、平成16年5月20日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております。

3 平成17年6月29日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、平成17年9月1日付をもって普通株式10株を1株に併合したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております。

4 平成20年9月16日開催の取締役会決議に基づき、平成21年1月4日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております。

(平成15年6月27日 定時株主総会 特別決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | 379個(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 7,580株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 3,072.75円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成17年6月28日 至 平成24年6月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 3,072.75円 資本組入額 1,536.38円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 権利行使時においても当社取締役又は従業員であることを要する。ただし、権利行使日の到来後に本人が死亡した場合は、相続人が権利行使可能とする。その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

- 平成16年3月15日開催の取締役会決議に基づき、平成16年5月20日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております
- 平成17年6月29日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、平成17年9月1日付をもって普通株式10株を1株に併合したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております。
- 平成20年9月16日開催の取締役会決議に基づき、平成21年1月4日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております。

(平成16年6月29日 定時株主総会 特別決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | 680個(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 6,800株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,593.40円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成18年6月30日 至平成24年6月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,593.40円 資本組入額 796.70円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 権利行使時においても当社取締役又は従業員であることを要する。ただし、権利行使日の到来後に本人が死亡した場合は、相続人が権利行使可能とする。その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

2 平成17年6月29日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、平成17年9月1日付をもって普通株式10株を1株に併合したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております。

3 平成20年9月16日開催の取締役会決議に基づき、平成21年1月4日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております。

(平成17年 6 月29日 定時株主総会 特別決議)

| | 第 1 四半期会計期間末現在 (平成22年 6 月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 75個 (注 1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 7,500株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 6,790.00円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成19年 6 月30日 至 平成24年 6 月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 6,790.00円 資本組入額 3,395.00円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 権利行使時においても当社又は当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、権利行使日の到来後に本人が死亡した場合は、相続人が権利行使可能とする。その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 平成17年 6 月29日開催の第 9 回定時株主総会決議に基づき、平成17年 9 月 1 日付をもって普通株式10株を 1 株に併合したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております。

3 平成20年 9 月16日開催の取締役会決議に基づき、平成21年 1 月 4 日付をもって普通株式 1 株を100株に分割したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております。

(平成17年6月29日 定時株主総会 特別決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 232個(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 23,200株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 7,011.05円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成19年6月30日 至平成24年6月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 7,011.05円 資本組入額 3,505.53円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 当社及び当社グループ会社の従業員は、権利行使時においても当社又は当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。 また、社外協力者は、権利行使時においても当社又は当社グループ会社の社外協力者であることを要する。ただし、権利行使日の到来後に本人が死亡した場合は、相続人が権利行使可能とする。その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 平成17年6月29日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、平成17年9月1日付をもって普通株式10株を1株に併合したことにより、新株予約権の目的となる株式の数は調整されております。

3 平成20年9月16日開催の取締役会決議に基づき、平成21年1月4日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております。

会社法第361条第1項第1号及び第3号に基づく取締役の報酬等の額及び内容として普通決議された
新株予約権

(平成18年6月29日 定時株主総会 普通決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | 15個(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,500株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 2,415.58円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成20年9月30日 至平成25年9月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 2,415.58円 資本組入額 1,337.91円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 権利行使時においても当社の取締役であることを要する。また、社外協力者は、権利行使時においても当社の社外協力者であることを要する。ただし、権利行使日の到来後に本人が死亡した場合は、相続人が権利行使可能とする。その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 平成20年9月16日開催の取締役会決議に基づき、平成21年1月4日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております。

会社法第387条第1項に基づく監査役の報酬等の額及び内容として普通決議された新株予約権
(平成18年6月29日 定時株主総会 普通決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | 5個(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 500株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 2,415.58円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年9月30日 至 平成25年9月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 2,415.58円 資本組入額 1,337.91円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 権利行使時においても当社の監査役であることを要する。また、社外協力者は、権利行使時においても当社の社外協力者であることを要する。ただし、権利行使日の到来後に本人が死亡した場合は、相続人が権利行使可能とする。その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
2 平成20年9月16日開催の取締役会決議に基づき、平成21年1月4日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく特別決議による新株予約権
(平成18年6月29日 定時株主総会 特別決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 9個(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 900株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 2,415.58円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年9月30日 至 平成25年9月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 2,415.58円 資本組入額 1,337.91円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 権利行使時においても当社又は当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。 また、社外協力者は、権利行使時においても当社又は当社グループ会社の社外協力者であることを要する。ただし、権利行使日の到来後に本人が死亡した場合は、相続人が権利行使可能とする。その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 平成20年9月16日開催の取締役会決議に基づき、平成21年1月4日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々調整されております。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく取締役会決議による新株予約権
(平成21年10月30日 取締役会)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 2,500個(注) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 250,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 210.00円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成21年11月16日 至 平成31年11月15日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 210.00円 資本組入額 105.00円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者の相続は認めない。 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも権利行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額に90%を乗じた価格で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。 その他の条件は、「株式会社 fonfun第8回新株予約権発行要項」で定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成22年4月1日～ 平成22年6月30日 | | 2,661,720 | | 2,242,605 | | 636,561 |

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成22年3月31日現在)

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------------|----------|--------------------------|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 39,900 | | 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 2,591,300 | 25,913 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 30,520 | | 同上 |
| 発行済株式総数 | 2,661,720 | | |
| 総株主の議決権 | | 25,913 | |

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株含まれております。また、「議決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれております。

【自己株式等】

(平成22年3月31日現在)

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|------------------------|------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社fonfun | 東京都杉並区上高井戸1-8-17 | 39,900 | | 39,900 | 1.50 |
| 計 | | 39,900 | | 39,900 | 1.50 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成22年4月 | 5月 | 6月 |
|-------|---------|-----|-----|
| 最高(円) | 470 | 364 | 304 |
| 最低(円) | 224 | 223 | 217 |

(注) 株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1)当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2)前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は四半期連結財務諸表を作成していないため、前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に代えて、前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を「参考資料」として記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清和監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出して
いますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、清和監査法人による四半期レビューを受けており
ます。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|-------------|-------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1 369,144 | 1 331,779 |
| 売掛金 | 219,577 | 252,937 |
| 商品 | 774 | 844 |
| 製品 | 61 | 56 |
| 繰延税金資産 | 34,060 | 34,944 |
| 短期貸付金 | 6,075 | 9,915 |
| その他 | 59,747 | 52,827 |
| 貸倒引当金 | 30,261 | 30,221 |
| 流動資産合計 | 659,180 | 653,083 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 2 68,289 | 2 48,821 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 9,409 | 9,941 |
| ソフトウェア | 13,631 | 13,333 |
| ソフトウェア仮勘定 | - | - |
| その他 | 499 | 499 |
| 無形固定資産合計 | 23,540 | 23,775 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 136,001 | 136,001 |
| 関係会社株式 | 26,010 | - |
| 長期貸付金 | 12,779 | 10,150 |
| 長期末収入金 | 1,393,119 | 1,387,119 |
| その他 | 5,802 | 6,160 |
| 貸倒引当金 | 1,393,119 | 1,387,119 |
| 投資その他の資産合計 | 180,593 | 152,312 |
| 固定資産合計 | 272,424 | 224,909 |
| 資産合計 | 931,604 | 877,992 |

(単位：千円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|-------------|-------------------------------|--|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 16,983 | 16,139 |
| 短期借入金 | 1 320,848 | 1 328,348 |
| 未払金 | 110,862 | 88,685 |
| 未払法人税等 | 1,800 | 13,137 |
| 賞与引当金 | 622 | 2,785 |
| その他 | <u>18,410</u> | <u>23,794</u> |
| 流動負債合計 | <u>469,527</u> | <u>472,891</u> |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 1 104,306 | 1 80,018 |
| 退職給付引当金 | 9,572 | 8,458 |
| その他 | 14,386 | - |
| 固定負債合計 | 128,264 | 88,476 |
| 負債合計 | <u>597,791</u> | <u>561,368</u> |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,242,605 | 2,242,605 |
| 資本剰余金 | 636,561 | 636,561 |
| 利益剰余金 | <u>2,404,176</u> | <u>2,420,931</u> |
| 自己株式 | 173,081 | 173,023 |
| 株主資本合計 | <u>301,908</u> | <u>285,210</u> |
| 新株予約権 | 1,174 | 1,174 |
| 少数株主持分 | 30,729 | 30,238 |
| 純資産合計 | <u>333,812</u> | <u>316,624</u> |
| 負債純資産合計 | <u>931,604</u> | <u>877,992</u> |

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年6月30日)

| | |
|-----------------|---------|
| 売上高 | 257,074 |
| 売上原価 | 61,384 |
| 売上総利益 | 195,690 |
| 販売費及び一般管理費 | |
| 広告宣伝費 | 37,199 |
| 販売促進費 | 2,351 |
| 支払手数料 | 38,478 |
| 役員報酬 | 10,200 |
| 給料及び手当 | 27,411 |
| 地代家賃 | 7,118 |
| 貸倒引当金繰入額 | 40 |
| その他 | 46,240 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 169,038 |
| 営業利益 | 26,651 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 682 |
| その他 | 161 |
| 営業外収益合計 | 844 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 2,893 |
| 為替差損 | 26 |
| その他 | 32 |
| 営業外費用合計 | 2,952 |
| 経常利益 | 24,543 |
| 特別損失 | |
| 不正事件関連損失 | 6,000 |
| 特別損失合計 | 6,000 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 18,543 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 413 |
| 法人税等調整額 | 883 |
| 法人税等合計 | 1,296 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 17,246 |
| 少数株主利益 | 490 |
| 四半期純利益 | 16,755 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年6月30日)

| | |
|-------------------------|---------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 18,543 |
| 減価償却費 | 5,947 |
| のれん償却額 | 532 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 6,040 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 1,113 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 2,163 |
| 受取利息及び受取配当金 | 682 |
| 支払利息 | 2,893 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 33,359 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 64 |
| 前払費用の増減額(は増加) | 12,974 |
| 未払金の増減額(は減少) | 12,684 |
| 未払費用の増減額(は減少) | 3,767 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 668 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 843 |
| その他 | 5,862 |
| 小計 | 30,533 |
| 利息及び配当金の受取額 | 666 |
| 利息の支払額 | 2,918 |
| 法人税等の支払額 | 10,500 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 17,781 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 283 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 2,193 |
| 貸付金の回収による収入 | 5,313 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 2,837 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 10,500 |
| 長期借入れによる収入 | 30,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 2,712 |
| 自己株式の取得による支出 | 57 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 16,730 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 37,349 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 177,690 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 215,039 |

「参考資料」

(4)【前第1四半期損益計算書】

(前第1四半期累計期間)

| 区分 | 前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) 金額(千円) |
|--------------|---|
| 売上高 | 267,458 |
| 売上原価 | <u>68,288</u> |
| 売上総利益 | <u>199,170</u> |
| 販売費及び一般管理費 | |
| 広告宣伝費 | <u>17,657</u> |
| 支払手数料 | 37,523 |
| 役員報酬 | 10,800 |
| 給料及び手当 | 56,899 |
| 地代家賃 | 10,914 |
| その他 | 42,183 |
| 販売費及び一般管理費合計 | <u>175,979</u> |
| 営業利益 | <u>23,190</u> |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 715 |
| 営業外収益合計 | 715 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 3,967 |
| 為替差損 | 101 |
| その他 | 13 |
| 営業外費用合計 | 4,082 |
| 経常利益 | <u>19,824</u> |
| 特別利益 | |
| 子会社整理損失見積修正額 | 8,143 |
| 退職給付費用見積修正額 | 3,330 |
| 貸倒引当金戻入額 | 1,419 |
| その他 | 728 |
| 特別利益合計 | 13,622 |
| 特別損失 | |
| 特別退職金 | 3,661 |
| 子会社整理損 | 2,900 |
| 不正事件関連損失 | <u>7,595</u> |
| 特別損失合計 | <u>14,157</u> |
| 税引前四半期純利益 | <u>19,290</u> |
| 法人税、住民税及び事業税 | 572 |
| 法人税等合計 | 572 |
| 四半期純利益 | <u>18,717</u> |

(5) 【前第1四半期キャッシュ・フロー計算書】

| | 前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) |
|--------------------|---|
| 区分 | 金額(千円) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前四半期純利益 | 19,290 |
| 減価償却費 | 6,561 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 214,480 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 129 |
| 債務保証損失引当金の増減額(は減少) | 207,904 |
| 受取利息及び受取配当金 | 715 |
| 支払利息 | 3,967 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 30,688 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 2,479 |
| 前払費用の増減額(は増加) | 1,239 |
| 未払金の増減額(は減少) | 10,472 |
| 未払費用の増減額(は減少) | 44,991 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 6,231 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 12,760 |
| その他 | 213,832 |
| 小計 | 205,609 |
| 利息及び配当金の受取額 | 1,904 |
| 利息の支払額 | 3,172 |
| 法人税等の支払額 | 3,302 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 210,180 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 618 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 1,765 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 10,790 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 180 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 124 |
| 貸付けによる支出 | 3,463 |
| 貸付金の回収による収入 | 750 |
| 拘束性預金の増減 | 150,024 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 144,276 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 82,283 |
| 長期借入金の返済による支出 | 20,851 |
| 自己株式の取得による支出 | 48 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 61,382 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 293,073 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 304,550 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 11,477 |

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) | |
|--|---|
| 1 持分法の適用に関する事項の変更 | (1)持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間より、リブラプラス株式会社の発行済株式の25.5%を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。 変更後の持分法適用関連会社の数 1社 |
| 2 会計処理基準に関する事項の変更 | (1)資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。 |

【表示方法の変更】

| 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) | |
|---|--|
| (四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 | |

【簡便な会計処理】

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変動がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) |
|---|--|
| <p>1 担保に供されている資産で、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものはないため、記載を省略しております。</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 302,741千円</p> | <p>1 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 定期預金 154,088千円 担保付債務は次の通りであります。 短期借入金 302,856千円 長期借入金 16,668千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 298,689千円</p> |

(四半期連結損益計算書関係)

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
|---|
| <p>不正事件関連損失 当社取締役による不正資金流出額に係る損失であります。</p> |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
|---|
| <p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 369,144千円</p> <p>拘束性預金 154,105千円</p> <p>現金及び現金同等物 215,039千円</p> |

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日
至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 2,661,720 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 40,070 |

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | 当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円) |
|------|------------|--------------|-----------------------------|
| 提出会社 | | | 1,174 |
| 合計 | | | 1,174 |

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の
効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、四半期連結財務諸表を作成していないため、前第1四半期連結累計期間の「事業の種類別セグメント情報」、「所在地別セグメント情報」、「海外売上高」は記載しておりません。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社が携帯電話やスマートフォン向けサービスの企画開発を行い、子会社である株式会社FunFusionにて、コールセンター機能を使ったテレマーケティング業務と光通信グループの営業ネットワークを活用した当社サービスの販売促進業務を行っております。従って当社グループの事業は、モバイルサービスに関連する事業とテレマーケティング事業に大別され、モバイルサービスに関しては、経営判断の観点から業績への影響が大きいリモートメール関連事業を他のコンテンツ事業と区分し、以下の3つを報告セグメントとしております。

「リモートメール事業」は、当社の主要サービスであるコンシューマ向けリモートメールサービスと、その技術を応用した法人向けサービス及び新サービスなど、リモートメールに関連する事業をまとめております。「コンテンツ事業」は、新たに取り組んでいるiPhoneなどのスマートフォン向けも加えたりリモートメール以外の他のコンテンツ・サービスをまとめております。「テレマーケティング事業」は、子会社株式会社FunFusionでのコールセンター機能を使った、インターネット接続回線や接続プロバイダー契約、付加サービス契約などの成約を目的としたテレマーケティング事業となります。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | その他 | 合計 |
|-------------------|---------------|---------|-------------|---------------|-------|---------------|
| | リモートメール事業 | コンテンツ事業 | テレマーケティング事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 179,089 | 7,869 | 67,772 | 254,731 | 2,342 | 257,074 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | | | | | | |
| 計 | 179,089 | 7,869 | 67,772 | 254,731 | 2,342 | 257,074 |
| セグメント利益又は損失() | <u>66,966</u> | 6,219 | 29,684 | <u>90,431</u> | 1,081 | <u>91,513</u> |

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に過去に発売した家庭用ゲーム機向けパッケージソフトのリピーター受注販売等を含んでおります。

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
 主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

| 利益 | 金額 |
|-----------------|--------|
| 報告セグメント計 | 90,431 |
| 「その他」の区分の利益 | 1,081 |
| 全社費用(注) | 64,861 |
| 四半期連結損益計算書の営業利益 | 26,651 |

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載を省略してあります。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることが不可能であります。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(1株当たり情報)

| 項目 | 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度 (平成22年3月31日) |
|-----------|-------------------------------|-------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 115円 16銭 | 108円 78銭 |

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

| 項目 | 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度 (平成22年3月31日) |
|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 貸借対照表の純資産の部の合計額 | 333,812千円 | 316,624千円 |
| 普通株式に係る純資産額 | 301,908千円 | 285,210千円 |
| 差額の主な内訳 新株予約権 | 1,174千円 | 1,174千円 |
| 少数株主持分 | 30,729千円 | 30,238千円 |
| 普通株式の発行済株式数 | 2,661,720株 | 2,661,720株 |
| 普通株式の自己株式数 | 40,070株 | 39,900株 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)普通株式の数 | 2,621,650株 | 2,621,820株 |

2 1株当たり四半期純利益金額等

| 前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | |
|---|-------|
| 1株当たり四半期純利益 | 8.88円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | - |

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

| 項目 | 前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) |
|----------------------|---|
| 四半期損益計算書上の四半期純利益(千円) | 18,717 |
| 普通株式に係る四半期純利益(千円) | 18,717 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,108,023 |

| 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | |
|---|-------|
| 1株当たり四半期純利益 | 6.39円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | 6.23円 |

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

| 項目 | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|--|---|
| 1株当たり四半期純利益 | |
| 四半期損益計算書上の四半期純利益(千円) | 16,755 |
| 普通株式に係る四半期純利益(千円) | 16,755 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,621,728 |
| 潜在株式調整後1株あたり四半期純利益 | |
| 普通株式増加数(株) | 68,966 |
| (うち新株予約権) | (68,966) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株あたり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度から重要な変動があったものの概要 | - |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

リース取引残高は、前連結会計年度末に比較して著しい変動がないため、記載を省略しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 7 月 4 日

株式会社 f o n f u n
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 亮 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 f o n f u n の平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年 4 月 1 日から平成21年 6 月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年 4 月 1 日から平成21年 6 月30日まで)に係る訂正報告書の四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 f o n f u n の平成21年 6 月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条4の7第4項の規定に基づき四半期財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月4日

株式会社 f o n f u n
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 亮 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 f o n f u n の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る訂正報告書の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 f o n f u n 及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。